

租税教育

教育基本法第1条には「教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」と規定されている。

租税教育は、租税について、法律の定めに従って納税し、租税の意義、役割、機能、仕組み等、租税立法のあり方について正しい知識を持つという、教育の理念に沿った国民の育成を図ることを目的としている。

学校教育における租税教育の現状は、小学校・中学校・高等学校で納税の義務、租税の意義・役割、国・地方公共団体の財政等の授業をしているが、租税制度の複雑化等とあいまって、税務の専門家である税理士による租税教育の重要性が高まっている。

注意点

- ① 申告納税制度は、納税者自らが課税標準、税額を計算し、税務官公署に申告することにより、納税義務を確定させることを原則とする制度であり、この申告納税制度を支えるには、納税者の租税についての正しい知識と理解、いわゆる租税教育が必要である。
- ② 租税教育は生涯学習・生涯教育のひとつに位置づけられ、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒はもちろん、大学生や社会人全般にわたる生涯に及ぶものである。納税者又は国民が、税金は国家が成り立つうえで当然に負担しなければならない国民の義務であると認識するためには、租税教育が非常に重要である。
- ③ 納税者の代理人として極めて高い公共性と独占性を付与されている税理士制度の担い手である税理士が、租税教育を通じ、納税者に申告納税制度を普及させ、その維持発展に寄与することは、納税者又は国民への新たな社会貢献事業として位置付けられる。
- ④ 平成23年税制改正大綱には、租税教育の充実の必要性が明記されるとともに、租税教育における税理士の取り組みへの期待が書き込まれた。これを受け、平成24年11月には、国税庁、総務省、文部科学省の三者による租税教育推進関係省庁等協議会が発足した。
- ⑤ 日本税理士会連合会では、平成23年4月に租税教育基本指針を策定し、具体的に租税教育の運営を行う税理士会に対して基本的・統一的な考え方を示し、税理士は独立した公正な立場で税の役割を指導する適任者であり、社会貢献の一環として租税教育に積極的に取り組むべきであるとしている。また、平成26年4月の税理士法改正では、税理士会の会則絶対的記載事項に「租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定」が追加された(法49②十)。
- ⑥ 以上のような状況を踏まえ、申告納税制度の維持発展、ひいては税理士制度の維持発展に資するため、税理士が租税教育の担い手として、各税理士会で運営、実施する租税教育の講師役を行う等、積極的に取り組むことが重要である。

※日本税理士会連合会「租税教育基本指針」をご参照ください。